

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（平成29年度第3回）議事録

1. 開催日時 平成29年10月12日（木）13時30分～

2. 開催場所 市役所 会議室S2・3

3. 出席団体名

和洋女子大学（委員長）、浦安手をつなぐ親の会（副委員長）、いちょうの会
浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」
浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会
浦安市社会福祉協議会、介護給付費等の支給に関する審査会、株式会社オリエンタルランド
社会福祉法人なゆた、千葉県弁護士会京葉支部、千葉県立市川特別支援学校、千葉商科大学
社会福祉法人サンワーク、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも
社会福祉法人敬心福祉会、NPO法人タオ、NPO法人千楽chi-raku
NPO法人発達わんぱく会、NPO法人フレンズ、こども発達センター、教育研究センター
健康福祉部長、健康福祉部次長

4. 議題

- (1) 当事者団体等ヒアリングの結果について
- (2) 第1編 障がい者計画について

5. 資料

- (1) 議題1資料 浦安市障がい者福祉計画策定のためのヒアリング調査
- (2) 議題2資料(1) 内閣府基本計画(第4次)骨格案
- (3) 議題2資料(2) 浦安市障がい者福祉計画

6. 議事

1. 開会

事務局：定刻になりましたのでただいまより、第3回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。会議の開催にあたり、事務局より委員のみなさまにお願いしたいことがあります。当委員会は傍聴可能な会議であり、議事録を浦安市のホームページ等で公開します。特に個人情報に係る発言等につきましては充分なご配慮をお願いします。なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載しますのでご了承のほど、よろしくをお願いします。議事の記録及び会議を円滑に進めるためにもご発言の際は挙手をいただき、そののち、委員長の「〇〇委員をお願いします」のご指名の後に団体名とご氏名をいただき、発言をお願いしたいと思います。当委員会におきましては聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際はゆっくりとお話くださいますようお願いいたします。また、進行が速いときは恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手をお願いします。それでは、これからの議事進行は高木委員長にお任せします。よろしくお願いいたします。

委員長：みなさん、こんにちは。暑いときや寒いときがあり、体調を崩してはいないでしょうか。早速ですが会議の進行をはじめます。本日の議題は2点です。1点目は当事者団体等ヒアリングの結果について、2点目は第1編の障がい者計画についてとなります。

2. 議題

(1) 当事者団体等ヒアリングの結果について

委員長：事務局より説明をお願いします。

事務局：私から議題(1)当事者団体等ヒアリングの結果について、説明をさせていただきます。資料は議題1資料浦安市障がい者福祉計画策定のためのヒアリング調査をご覧ください。

1 目的としては昨年度行った、アンケートでは聞き取ることができない障がいのある方等の意見や要望を把握するため、当事者団体及び障がいのある方が利用する市の福祉施設から事前調書を提出していただいた後にヒアリングを実施しました。

2 実施期間としては8月下旬から9月下旬にかけて、個々に各団体等にお集まりいただき、さまざまなご意見をお伺いしました。この場をお借りして、各団体のみなさま、福祉施設のみなさま、ご協力いただき、ありがとうございました。

3 調査対象ですが、障がいのある当事者の団体が8団体、9、10、11が市の福祉施設になります。精神障がいのある方の施設のソーシャルサポートセンター、知的障がいのある方の施設の障がい者福祉センター、身体障がいのある方の施設の身体障がい者福祉センター、この3つの利用者へお話を伺いました。

2ページ目になります。8団体に対するヒアリングの結果報告になっています。

(1) 各団体の目標達成に向けての課題になります。団体の名称と目標等を1つずつ、説明したいと思います。こちらはヒアリングを行った順に書かせていただいています。

1 いちょうの会です。こちらが精神に障がいのある方の家族の会になります。目標が当事者を抱える家族の気持ちを少しでも前向きにしていくことです。

2 浦安市自閉症協会です。自閉症等の発達障がいのある子どもたちの親の会です。目標としては子どもたちが地域の中で生涯安心して暮らしていけるようにすることです。

3 浦安市聴覚障害者協会です。聴覚障がいのある方の会です。目標としては聴覚障がい者の福祉の向上を目指すこと、コミュニケーション支援の充実・向上を図ることです。

4 千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループです。発達障がいの方の保護者の会になります。目標が会員の子どもの困難さを少しでも改善すること、母親同士の情報交換です。

5 浦安手をつなぐ親の会です。知的な障がいのある方の保護者の会です。目標が障がい児者の充実した生活を確保するための活動です。

6 浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」です。肢体不自由な方の家族の会です。目標が肢体不自由児・者の福祉の向上、家族の親睦、情報交換です。

7 浦安市身体障害者福祉会です。身体障がいのある方の会です。目標が身体障がい者の生活の援護と会員同士の親睦と福祉の向上を図ることです。

8 浦安市視覚障害者の会トパーズクラブです。視覚障がいのある方の会です。目標が会員のニーズに添いつつ、活動の充実を図ること、会員同士の親睦と市の福祉に関わる情報の伝達を図ることです。

こちらが8団体の主な活動目標になります。まずは会員の減少、高齢化です。なかなか

新規で加入する会員が少ないこと、加入の促進がむずかしい課題がどの団体も抱えているということでした。また現在はネット等で情報収集ができるため、会に入るメリットを感じにくくなっています。人間関係が希薄になっているというご意見もありました。会員自身に余裕がないため、会合等への参加が積極的に行えないということでもなかなか活発な活動がむずかしいという課題があるとお聞きしました。

(2) 浦安市の障がい福祉施策に関するご意見・ご要望として、7つの分野別に分けて、それぞれの団体の意見を7つの分野に分類したものを分野ごとに掲載しています。7つの分野とは①福祉・保健・医療サービス、②教育・育成、③就労、④生活環境・まちづくり、⑤スポーツ・レクリエーション。⑥安心・安全、⑦理解の促進です。この分野に分けて、意見をまとめましたのでそちらの概要をお話させていただきたいと思います。2ページ目、①福祉・保健・医療サービスについて、在宅福祉サービスとして、緊急時の一時預かり、行動援護の事業所が少ないというご意見がありました。サービスの質として、肢体不自由児の利用できるサービスが少ないというご意見もありました。住まいのご意見も多くいただいていて、さまざまな形態のグループホームがほしい、高齢者の親と障がい者の子どもの入れるグループホームがほしい、精神障がい、知的障がいの方の当事者団体からはグループホームでの共同生活はむずかしいので支援を受けながら、アパートでひとり暮らしがしたいというご意見もありました。医療では発達障がい者、知的障がいのある人が安心して受診できる障がい理解のある医療機関が少ない、そのような医療機関を充実させてほしいというご意見、障がい特化した専門医がほしいというご意見もありました。視覚障がい者の会からは情報保障というところで音声パソコンの技能習得に関する市の支援、音声ソフトをインストールした拡大読書器を補助対象にしてほしい、日常生活用具の対象としてほしいというご意見がありました。

3ページ目、②教育・育成になります。主なご意見としては特に親御さんの団体からのご意見が非常に多く出されました。子どもが望むかたちで個々に対応した教育支援をしてほしい、特別支援学級を障がい種別に分けるべきではないかという点も出てきました。補助教員の先生だけではなく、学校全体で障がいの理解を広げてほしいというご意見もありました。教育の部分でこのような多くのご意見をいただきました。

4ページ目、③就労について、こちらのご意見をまとめると、就労の数だけではなく、仕事の種類を増やすこと、事業所同士の連携等、個々に対応したマッチング機能をしっかり充実してほしいというご意見を多数いただきました。他には就労支援の充実の要望がありました。

④生活環境・まちづくりになります。こちらは身体障がいの団体、視覚障がいの団体から多く意見が出されました。身体障がいの団体からは公共施設や交通機関のバリアフリー化を促進してほしいという要望がありました。視覚障がい者の団体からは点字ブロックの拡充、市民の方への理解がなかなか進まないのを教育喚起をしてほしいというご意見をいただきました。

5ページ目、⑤スポーツ・レクリエーションについて、障がいがあることによって、一般のスポーツや余暇施設は使いにくいということで障がいがあっても気軽に参加できるレクリエーションやスポーツ施設を充実させてほしいというご意見を多くいただきました。

⑥安心・安全について、こちらはやはり災害時に対するご意見やご要望が多かったです。まずは災害時、避難するとき、また避難生活での情報保障を充実させてほしい、他には災害に対する準備や知識等の情報がほしい、知識を得る研修をしてほしいというご意見

をいただきました。

⑦理解の促進について、聴覚障がいや視覚障がいの団体から多く、ご意見をいただきました。聴覚障がい者団体からは手話を普及させてほしい、企業等が電話で話すことのコミュニケーションしか認めていないような対応をしているところがあるのでそこに差別を感じるので配慮をしてほしいというご意見をいただきました。視覚障がい者団体からは視覚障がいに特化した対応を確立してほしいというご意見をいただきました。

6 ページ目、ここからは5施設利用者ヒアリング結果になります。先ほどもお伝えしましたが、市のソーシャルサポートセンター、障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センターの利用者にヒアリングを行った結果です。こちらも分野別にご意見をまとめています。

①福祉・保健・医療サービスについて、こちらの主な意見として、土日に利用できるサービスがあるとよい、24時間365日の支援が必要なので夜勤対応ができるヘルパーが地域生活にはもっと必要であるとのことでした。他には短期入所に対するご意見もいただいています。近くに短期入所がほしい、短期入所をもっと緊急に使えるようにしてほしいというご意見がありました。また重度障がい者を介護できるヘルパーをもっと増やしてほしいということでした。団体と同じご意見が多かったですが、個人病院にかかるのはなかなかむずかしいので障がいに理解のある病院を増やしてほしいこととその情報がほしいというご意見がありました。住まいについてはグループホームの需要と供給を把握して、数だけではなく、内容や世話人が充実した施設をつくってほしいというご意見がありました。

②就労について、就労継続B型に対するご要望を多くいただきました。調理やレストラン等というような就労B型事業が多いですが、さまざまな形態の就労継続事業をしてほしい、精神障がいに特化した就労先がほしいというご意見がありました。また特別支援学校を卒業してから学習する場がないので、卒業後の療育や教育の場もつくってほしいというご意見もいただきました。

7 ページ、③生活環境・まちづくりについて、こちらでも団体のご意見と同じようなご意見を多くいただきました。公共施設や公共道路、また交通機関のバリアフリー化を充実してほしい、外出するためには支援者が必要なので外出のための支援者の確保をしてほしいというご意見がありました。

④スポーツ・レクリエーションについて、こちらでも団体と同じようなご意見をいただいています。スポーツ等ができる施設まで出向く手段の確保をしてほしい、スポーツをする間の支援も必要であるというご意見をいただきました。障がいを持った人たちが集まって、自分のことを話したり、地域のことを話したり、その他、日常の些細なこと等、何でも話せる場所、そのようなつながることのできる場所がほしいというご意見をいただきました。土日に気軽に立ち寄れる場所がほしいというご意見もいただきました。

⑤安心・安全について、災害時のご意見が多かったです。避難するまでと避難生活に不安がある、また必要な知識の取得がむずかしいのでマニュアルがあるとよいというご意見もいただきました。

最後8 ページ目、⑥理解の促進について、生まれてから幼稚園、保育園、そして学校と、一緒に学ぶことが大事だと思うというご意見をいただきました。また、からかわれたり、笑われたりすることがこれまでに多くあり、いかに世間が障がい者を知らないか、理解しようとしている人が少ないかと思うというようなご意見もいただきました。

⑦と⑧は施設にのみ、聞いた内容になります。⑦普段の暮らしや今後の暮らしで不安だと思うこと、問題だと思うことを伺いました。こちらで多かったことは親なき後の生活の質、安定、住まいの確保、このようなところが不安だというご意見が多くありました。ひとり暮らしになったときの不安を抱えているというご意見が多かったです。運動やリハビリができなくなったら突然、歩けなくなった。運動、リハビリ、どれを抜いても今の体調を維持できないことを痛感したというご意見がありました。運動やリハビリができなくなってしまうと体調を崩してしまう不安を抱えているご意見をいただきました。最後に⑧今後どのような暮らしをしたいかについて、グループホームに入りたいというご意見も多くありました。グループホームで支援を受けながらひとり暮らしをしたい、グループホームではなく、ひとり暮らしをして、支援を受けながら生活をしたいというようなご意見もありました。共通して、浦安や身近な地域で暮らしたいというご意見が多くありました。

ヒアリングの調査結果の報告は以上になります。

委員長：ありがとうございました。ご意見をみなさんにお伺いする前に確認です。このヒアリング結果を受けて、計画にはどのような反映、これをどのようにするのかというところをお伺いしたいと思います。

事務局：今日、お渡しした議題（２）にはこのヒアリング結果とアンケート調査結果を受けて、現状と課題ということで各施策の方向性ごとに書かせていただいているものになります。施策にもヒアリング結果とアンケート結果から課題を出して、今後、計画には反映させていきたいと思っています。本日は現状と課題のみのお示しになってはいますが、今、市役所の中の各事業を行っている担当課へ、この課題も出した上で今後の方向性を書いていただき、各担当課へ考えていただいています。そちらの方で計画へ反映させていきたいと考えています。

委員長：議題２の資料（２）の話でしょうか。

事務局：そうです。

委員長：各項目の現状と課題のところへ今のヒアリングで出たご意見等も今後、反映され、従って、取り組みの方向性等もそこに反映されていくということでしょうか。

事務局：そうです。今後の取り組み、今、ちょうど各課へ方向性についての考えを伺っているところです。そこにこちらの方で課題に対して、どのような方向性で行くのか、各課へのヒアリングも行いながら、進めていきたいと考えています。

委員長：分かりました。このたたき台の方に入っているのはこれまでのアンケートでの結果をふまえた現状と課題が載っていて、それに今回、このヒアリングが出てきたのでそれがプラスされていくという理解でよろしいでしょうか。

事務局：たたき台には一応、ヒアリングの調査結果のことも入っています。

委員長：すでに入っているのでしょうか。

事務局：今回はたたき台というかたちになります。もう少し、盛り込んだ方がよい等、この現状と課題についてもこれで決まりの文章とはなっていません。今後、盛り込みや削る等を行っていききたいと思っています。

委員長：これからみなさんにご意見をお伺いします。今のヒアリングの説明を受けて、ご意見を聞いてもその通りですという意見しか出ないと思います。

事務局：そうですね。このヒアリング結果についてはおそらく、ご意見というところはないかと思っています。たたき台でまた同じ内容のものが出てきますが、ヒアリングの結果、そし

て、アンケート結果、国の動向や市がどのような方向で行くのかどうかも含めて、方向性を決めていきたいと思います。現状と課題についてもご意見があれば、いただきたいと思います。

委員長：本当の議題は2になってくると思います。今、ご説明があったヒアリングのところで主旨が異なるところや発言した意見と異なること等があれば、先にお伺いして、議題2に移っていきたいと思います。みなさん、いかがでしょうか。

千葉商科大学：今、委員長から議題2に行く前という話でした。その前に委員長もおそらく同じことを思っていると思いますが、福祉計画のたたき台は平成30年度からです。当然、ここにいらっしゃる委員の方はここにお示ししていただきたいことはたたき台ではなく、せめて骨子が目の前にないと間に合わないのではないのでしょうか。タイムスケジュール的に言ってもそうだと思います。すでに10月です。申し訳ありませんが、シビアな話をするとおそらく骨子になるものの原案が11月くらいに出来ていないと、この平成30年度からの福祉計画のさまざまな問題提示や確認が間に合わないのではないのでしょうか。今、たたき台が目の前にあります。骨子的なものはいつ頃、できるものかを確認させていただいてから、議論を移行していただいた方がよろしいかと思います。

委員長：スケジュール的なところをもう一度、確認したいということです。お願いします。

事務局：骨子については施策の体系になるかと思います。このたたき台の中に施策の体系が入っています。ページ数をふっておらず、申し訳ありません。8ページの次に第1編、障がい者計画があります。その後ろの9、10ページ目にあたります。施策の体系が入っています。こちらが障がい者福祉計画の施策体系図の骨子になります。今回は6年の計画の見直しにあたります。大きな修正は行っていません。議題2に資料が進んでしまい、申し訳ありません。前回、お話したように、前回、こうしてお渡ししていました。この施策の体系のところこちらが骨子になります。現計画をお持ちの方がいれば、見ていただきたいと思います。現計画の18ページに同じ図があります。ほとんど変わっていません。前回、前々回にお話したように浦安市では1理解と交流の促進を重点項目に追加というものが入っています。また今回は修正して、7つの施策の方向性でしたが、7自立と社会参加の促進を少し分けて、8として、別出しにしました。7自立と社会参加の促進について、下にぶら下がる基本施策は余暇活動の促進と自主的活動の促進です。新たに8差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止を別にして、その下にぶら下がる基本施策を権利擁護施策の充実、虐待の早期発見・防止、差別の解消と合理的配慮の推進に修正をさせていただいています。今、考える施策の体系についてはこちらになっています。見直しですのでそこまで大きな修正はしないことを考えています。スケジュールについてはおっしゃるように少しタイトなスケジュールになってきています。次は11月16日が第4回の策定委員会になります。12月にパブリックコメントの実施を予定しています。次は全ての計画を素案として、お出しする予定になっています。タイトになってしまいますのでなるべく11月のはじめくらいには委員のみなさんに骨子をお出しして、ご確認をいただき、ご意見をいただければと思います。スケジュールとして、そのようになっています。

委員長：前提として、それが前回6年計画の中の3年目の小見直しの位置付けになっています。このたたき台の中に空欄が非常にあるので心配になったかと思います。全体としては前期3年度を引き継ぐかたちです。スケジュールを先ほど言ったように少し遅れ気味なところもあるかと思います。その他にはありませんか。

千葉商科大学：申し訳ありません。素人なのでもう一度、再度の確認です。今、わざわざお持ちいただきましたが、この27年度から29年度とほぼ変わらない、変わるものに関しては次の委員会を含めて、いらっしゃる委員の方に提示され、その時点で最終的なヒアリングをして、着地点は12月に出て、決定のような理解でよろしいでしょうか。

事務局：おっしゃる通りです。次で方向性、つくりとして、先に説明をさせていただきます。つくりとしては今ある障がい者福祉計画と同じような構成にしたいと思っています。議題2の資料(2)を今、見ていただければと思います。今、現在の障がい者福祉計画をお持ちの方がいれば、こちらのつくりをまずはご覧いただければと思います。例で言うと、20ページになります。つくりとしては施策の方向性が7つあります。1理解と交流の促進の中の基本施策が3つあります。それが啓発の推進、市民との協働による支援活動の促進、交流機会の拡充、この3つが基本施策として、それにぶら下がっています。そちらの基本施策から更にいくつかの取り組みの方向性がまた分かれるようになっていきます。そのようなかたちに構成がなっています。基本施策ごとに現状と課題がまずは書かれています。その下に取り組みの方向性がいくつかに分かれているかたちになっています。最終的に主な事業があります。その主な事業は基本施策に対して、いくつか載せている構成になっています。この構成自体は変更しないと考えています。今回、たたき台については現状と課題のみをお示ししているかたちになります。次回はこの現状と課題と取り組みの方向性、主な事業の全てを載せたものをお示しして、確認していただきます。方向性等については少し変わってくる場所もあるかと思っています。変わったところを主にみなさまにお出しして、ご意見をいただければと思っています。

委員長：ありがとうございます。その他にはありませんか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：確認になります。地域の課題と私たち委員が感じていることをお伝えするのは今日が概ね最後の場との理解になるのでしょうか。

事務局：今日、現状と課題についてはお示ししていますのでこれで全て、ヒアリングの調査結果、アンケート結果が揃いました。現状と課題については本日、ご意見をいただければと思っています。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：ありがとうございます。相談支援事業等を通して、見えてきている、みなさまから今、ヒアリング調査やアンケートで表に出していない、まだ、載っていない地域の課題を少し、お伝えさせていただければと思います。私たちの方で相談支援の実務者会議等を行っていて、地域の相談員からも寄せられている、地域の課題についてです。分野で言えば、福祉、保険、医療サービスの部分の住まいになります。生活保護の住宅付与範囲内で入居ができるグループホーム、つまり、所得が低い方への住宅支援は施策として、計画に盛り込んでいきたいという声が寄せられています。また、自立訓練の事業所に増えてもらいたい、訪問支援、それから週末の支援、一般就労を目指す前の生活面のスキルアップを図っていくための取り組みとして、自立訓練の事業所が増えていくと、就労やひとり暮らしにもアセスメントと同時に支援が入っていける体制がつくられるのではないかと考えています。医療的な支援が必要な障がいの重い子どもたちが療育を受ける場が少ないという声もよく聞いています。今日、この場で伝えさせていただければと思います。また、お母さんたちからは障がいのある子どもの兄弟児への支援が地域では見つからず、近くに頼れる親族がないお母さんたちが非常に孤立しがちだという声も寄せられていました。今日が最後という場であればと思い、今、お話をさせていただいています。それから教育の分野では不登校の状態になってい

る中学生、思春期世代の子どもたちに対する訪問活動の強化、アウトリーチ支援ということが必要ではないかと考えています。青少年サポート事業も非常に有効な社会資源として、相談事業所も連携しています。非常に混んでいて、予約が取りにくいという声もお母さんたちから寄せられています。これも改善していければと感じています。同じく教育現場の医療的な分野で医療的ケアが必要な子どもたちがお母さんやお父さん、親元から離れて、学校生活を送れる校外学習に参加できる体制が今、整っていません。これもできるだけ速やかに、医療的ケアが必要な子どもたちも校外学習、修学旅行、他の子どもと同じように学校生活が豊かに楽しめるような体制が整っていくことを切に希望しています。同じく就労の部分では先ほど不登校状態の学生たちの支援について、少し述べさせていただきます。10、20年、18歳卒業をひそかに家の中で引きこもり状態になっている世代の方たちが20、30代、今は40代ということも聞かれています、いらっしゃいます。その方たちと社会との接点を復活させていくための非常に薄皮をゆっくりゆっくりとはがすような支援にはなりますが、アウトリーチを基本とした、そのような方たちへの支援を重点化した、社会資源が増えていくことで私たち相談事業所のみなさんとの連携を密にすることで社会参加が促進されるのではないかと考えています。今日が地域課題を述べさせていただく機会の最後ということでしたので少しお時間をいただき、発言させていただきます。

委員長：ありがとうございます。基幹相談支援センターからのご意見ということでした。これは資料として、今日、ご用意しておくべきだったと思い、反省しています。また、文章でいただければ、みなさんにお話したいと思っていますのでよろしくお願いします。議題（1）についてのご意見等、先ほど、主旨が違う等があれば、まずは先にさらっとお伺いして、議題（2）に入りたいと思います。

浦安市自閉症協会：ヒアリング結果の①の自閉症協会のところ、自閉症では共同生活は難しいので、ひとり暮らしのような形が望ましいと書かれています。1つの選択肢としてという意味で自閉症の人は共同生活がむずかしいから全員、そうしてほしいという意味ではありません。このかたちではみんながそのように思っているようになります。今、グループホームが出来てくると、みなさん、そちらにとなりがちです。そうではなくて、障がいの重い軽いに関係なく、その人の望むかたちにしてほしいという意味でアパートのひとり暮らしも選択肢にあることをお伝えしたいと思いました。

委員長：ひとつの選択肢として、書き換えていただければと思います。その他にはありませんか。ないようですので次の議題に入っていきたいと思います。

（2）第1編 障がい者計画について

委員長：事務局より説明をお願いします。

事務局：議題2資料（1）と（2）をお渡ししています。議題2資料（1）については前回も少しお話しした国の障害者基本計画の骨格案ということで国が今策定している障害者基本計画の案の会議資料になります。こちらを参考までにお渡ししています。本日は時間の関係でこちらの説明は省略させていただきます。

先ほどからお話に出ていた議題2資料（2）について、こちらは非常に膨大な資料ですが、当日資料になってしまい、申し訳ありません。本日はこちらに多くのご意見をいただきたいと思います。当日資料になってしまいましたのでご説明を分かりやすくして、ご意見を伺いたいと思います。

現計画と同じような構成になっています。表紙にある計画の基本的事項、こちらは現計画で言うと3から12ページになります。1 計画策定の趣旨、2 法律・制度の動向、3 計画の位置づけ、4 計画の期間、5 計画の対象者、6 計画策定の方法、7 計画の推進・フォロー体制ということで現計画と同じようなつくりでお示ししています。こちらについては内容も前回とあまり変わるところはないかと思しますので本日は説明を省略させていただきたいと思います。

2の第1編、障がい者計画、こちらからご説明をしたいと思います。11ページからになります。先ほども少しお伝えしましたが、11ページの反対側、10ページになります、施策の体系をご覧ください。こちらの8つの施策の方向性ごとに今回は現状と課題をお示ししています。

はじめに11ページ目、第2章施策の展開になります。現状と課題について、説明させていただきます。現状と課題の中には先ほどもお伝えしましたようにアンケートの集計結果やヒアリングの結果を盛り込んでいます。アンケート結果については選択方式の回答について、割合や順位を示しています。前回と比較する意味も含めて、前回の3年前の結果もカッコ書きで載せています。そちらも併せて、ご覧いただければと思います。

はじめに1 理解と交流の促進の現状と課題です。現状として、市では平成28年4月1日に浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定して、それに基づき、浦安市障がい者差別解消推進計画を策定、障がいと障がいのある人への理解を深めるための小冊子、こころのバリアフリーハンドブックによる啓発活動や障がいと障がいのある人への理解を深めるためのイベントを開催して、障がいのある人に対する理解を広げる取り組みを行ってきました。アンケート結果としては障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこととはいうところで「学校での福祉人権教育を充実する」の割合が37.1%と一番高くなっています。前回の結果は36.7%となっていましたのでほぼ変わらないということです。またヒアリングの結果では視覚障がい者団体からは誘導ブロックの理解が進んでいない、聴覚障がい者団体からは企業や学校に聴覚障がいに対する理解や手話の啓発に行きたい等の意見が挙がっています。アンケートでは障がいのある人が積極的に社会に進出することが障がいのある人への理解を深めるために必要という結果が出ています。基本施策として、(1) 啓発の推進、(2) 市民との協働による支援活動の促進、(3) 交流機会の拡充、こちらを現状と同じようにしています。

13ページになります。施策の方向性の2 福祉・生活支援の充実の現状と課題になります。ヒアリングの結果から、障がいのある人の相談や福祉サービスに対するニーズは多様化しており、障がい者団体等のヒアリング調査では専門的な相談先や訪問による相談対応等、相談支援の充実を求める声や短期入所や行動援護の不足等、在宅福祉サービスの充実に関する声、休日の日中の活動の場等を求める声が挙がっています。アンケートでは今後の暮らしについて必要なことや課題・不安について、「緊急時の対応」が47.5%で第1位、「費用面」が37.8%で第2位、「日常的な生活面でのフォロー」が37.6%で第3位の結果となっています。現状としては平成24年4月よりサービス等利用計画の作成がはじまり、現在サービス等利用計画の作成状況は100%に達していますが、相談支援事業所の不足により、セルフプランが増加傾向にあります。相談支援事業所と相談支援専門員の不足の解消が課題となっています。アンケート結果では10.7%の人が相談にのってもらえる人がいないと回答しています。こちらは3年前と同じ結果となっています。さらに住まいについて、アンケート結果では将来の希望する暮らし方について、「ひと

り暮らし」が最も多く、次いで「グループホーム」、第3位は「ひとり暮らし」となっています。障がい者団体等のヒアリング調査においては親亡き後の住まいへの不安を挙げる人が多くなっています。こちらの住まいのアンケート結果については3年前よりもひとり暮らしを希望する方の割合が増えている結果となりました。3年前はひとり暮らしよりも家族との同居が1位となっていました。現状と課題は以上になります。14ページ目、こちらが基本施策になります。（1）相談支援の充実、（2）在宅福祉サービスの充実、（3）日中活動の場の充実、（4）住まいの場の充実を挙げています。

15ページ目、施策の方向性の3保健・医療の充実、こちらの現状と課題になります。現状について、市では各種健（検）診等を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努めてきました。また乳幼児健康診査の充実を図り、子どもの疾病や障がいの早期発見、早期療育に努めてきました。アンケートでは暮らしやすくなるために充実してほしいこととして、「保健・医療サービスの充実」が29.7%と最も高く、障がい者団体等のヒアリング調査においても医療機関を受診する際の困難さや障がい特性に応じた医療機関に関する情報提供を求める声等が挙がっています。保健医療サービスで充実してほしいこととして、保健医療サービスの充実がありました。3年前は35.7%でしたのでこちらは%的には大分減少したとなっています。こちらが現状と課題になり、基本施策としては（1）障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見、（2）保健・医療・リハビリテーションの充実を挙げています。

16ページ目、施策の方向性の4子どもへの支援の充実になります。こちらの現状と課題、現状としてはこども発達センターでは発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行ってきました。また市の独自事業、青少年サポート事業においても就学後の発達に心配のある子どもとその保護者に対する専門性の高い相談や療育支援の充実を図りました。アンケートでは「就学後の療育が少ない」等の意見や放課後等デイサービスについては「土日も利用したい」、「さまざまな形でニーズに対応してほしい」、「重度障がい児の受け入れ先を増やしてほしい」等、就学後の療育に対して、質・量ともに向上が求められています。またアンケートでは福祉サービスを「現在利用していない」と答えた人に今より暮らしやすくなるために必要なサービスや支援について聞いたところ、18歳未満の回答では「気軽に相談できる相談先」が最も高くなっています。さらに障がい者団体等のヒアリング調査では子どもの個性に応じた教育支援や成人までの一貫した相談支援等を求める声が多く挙がっています。こちらの基本施策は4つ、（1）就学前療育・教育の充実、（2）就学後療育・教育の充実、（3）就学・進学相談の充実、（4）ライフステージを通じた支援の推進が挙げられています。

17ページ、施策の方向性の5雇用・就労支援の推進です。こちらの現状と課題がアンケート結果では暮らしやすくなるために充実してほしいこととして、「生活安定への支援」が29.3%、「障がい者雇用の推進」が24.7%と割合が高くなっており、働くために必要なこととしては「障がいに合った仕事であること」が24.9%、「勤務時間や日数を調整できること」が24.1%、「周囲が障がいに対して理解があること」が23.3%と割合が高くなっています。これらの今のアンケート結果についてはどの結果も前回の割合からわずかに低下している結果となっています。また現在就労等をしないで自宅で過ごしていると答えた人の理由について、「障がい重い、または病弱のため」が30.3%、続いて、「自分に合う仕事がないため」が9.6%となっています。こちらそれぞれ前回は

38.5%、12.1%でしたのでやはり前回よりは下がった結果になっています。さらに自由意見として、「設備の充実とできる仕事の種類を増やしてほしい」等の意見がありました。就労施設の充実や障がい特性に応じた職種・勤務時間の柔軟性を求める声が挙がっています。こちらの基本施策については2つ、(1)障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実、(2)福祉的就労の促進となっています。

18ページ、施策の方向性の6生活環境の整備になります。ヒアリング調査結果としては店等へのスロープやエレベーター、多目的トイレ・駐車場の設置の促進が求められています。市の現状としては新庁舎の建設にあたり、障がい者団体等との意見交換会を実施し、多目的トイレの設置やエントランスの音声案内等、ユニバーサルデザインに配慮した庁舎の建設を行いました。こちらが平成28年6月に完成しています。またアンケートでは外出する時の主な交通手段として、「徒歩」62.9%、続いて、「バス」が45.2%、「電車」が44.8%という結果になっています。こちらは全ての%で3年前よりも少し増えたかたちになっています。障がい者団体等のヒアリング調査では「市内に車いすで通りづらい道路がいくつかある」、「バスの設備面は整ってきたが、人員の関係で車いすで乗車するのは実質的に難しいことがある」等の意見が挙がっています。また災害時に支援や配慮を必要とする要援護者への対策の重要性が大きな課題となっています。アンケート結果では災害に備えた準備について、「準備はしているが万全ではない」、「準備することができない」、「何を準備すればいいかわからない」、この3つの項目の回答が合わせて66.0%となっています。こちらは前回とほぼ同じ%となっています。障がい者団体等のヒアリング調査においても災害時の避難方法、避難生活等への不安を感じているという意見が多く挙がっています。こちらの基本施策については3つ、(1)歩行空間・建築物の整備、(2)移動・交通手段の整備、(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進となっています。

19ページ、施策の方向性の7自立と社会参加の促進になります。現状と課題として、アンケートでは現在何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしているかの問いについて、「していない」が44.6%で「している」を上回りました。こちらは3年前が52%だったので大幅に減少したというかたちになっています。「していない」と答えた方について、趣味やスポーツに参加するために必要なことはという問いに対して、「会場に通える手段があること」が25.8%、次いで「周囲が障がいに対して理解すること」が25.3%、「趣味やスポーツに参加するにあたり、必要な配慮を受けられること」が24.2%となっています。またアンケートの自由意見では「一般のスポーツ施設を利用することは難しい」、「運動できる場が少ない」という意見が多く挙がっています。こちらの基本施策については2つ、(1)余暇活動の促進、(2)自主的活動の促進となっています。

最後に20ページ、施策の方向性の8差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止になります。こちらは新たに追加した施策の方向性になります。現状と課題としては現状、市では平成28年度に浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定し、併せて「障がい者権利擁護センター」を設置しました。権利擁護センターでは障がい者虐待の通報・届出、障がいを理由とする差別、配慮の問題等についての相談を一体的に受け、事実確認や解決に向けた調整支援等を行いました。また市では平成29年度に手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関しての基本理念を定めた手話言語条例を制定し、今後は手話の啓発を推進していきます。アンケート結果では差別や嫌な思いをした経験について、「よくある」が3.9%、「時々ある」が16.6%、合わせ

て20.5%となっています。平成25年度の調査結果の18.3%より微増となっています。一方、障害者差別解消法や障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例、障がい者権利擁護センターの認知度は2から3割にとどまっており、障がいのある人に対する法律や条例、障がい者権利擁護センターについての情報提供促進を必要とする結果になっています。成年後見制度についてのアンケート結果では「聞いたことはあるがよく知らない」と「まったく知らない」を合わせると47.9%を占めます。3年前は38.3%でしたので大幅に成年後見人制度の認知度が低くなった結果となりました。こちらの基本施策については3つ、(1)権利擁護施策の充実、(2)虐待の早期発見・防止、(3)差別の解消と合理的配慮の推進となっています。

現状と課題についての説明は以上になります。

委員長：それでは今の説明について、ご意見やご質問等があれば、お願いいたします。

千葉商科大学：詳細な説明をありがとうございました。意見として、お聞きいただきたいと思っています。今の説明で事務局も言にくそうにおっしゃっていましたが、前回のアンケートよりも悪化しているところが若干見受けられるところが本来は福祉計画を策定して、実施して、アンケート調査も改善していることが望ましいです。そうでないところはしっかりと現状を受け止めないと思っていました。最初の資料のヒアリング調査の5ページになります。前回もご指摘させていただきました。真ん中の安心・安全の障がい者が避難できる場所の情報がほしいというコメントが書かれています。私は先ほどお聞きして、まだ情報がしっかりと届いていないのかなというところが1つ、気になっていました。そうしたところ、今の詳細な説明の18ページ、前回の災害時における準備や体制について、事務局もおっしゃっていましたが、前回が65.6%に対して、今回は66%、割合も非常に高いです。障がいを持った方たちが災害時という不安がずっと6割以上、7割近くの方がそのままスライドしていることは障がい者福祉計画に云々ということはさておいて、これはシビアに対応すべきだと思います。もう1つ、最後に権利擁護のところも確かに大幅に数字が悪化しています。これも計画には引き続き、しっかりと盛り込まれると思いますが、同時になぜ、本来、むしろ啓蒙活動を行って来られていました。認知されて、しかるべきところがむしろ悪化してしまったことに関して、別角度からもしっかりと対応されたらとよいのではないかと思います。

委員長：ごもっともなご指摘かと思えます。

NPO法人発達わんぱく会：16ページの子どもへの支援の充実のところになります。私たちから1点、お話をさせていただければと思います。就学前の子ども、特に1、2、3歳児の支援が必要な子どもへの支援が足りていないのではないかと課題意識を持っています。私たちは小学校入学前の5歳児前の療育と支援を行っています。浦安市の子どもは他市や他区に比べて、4、5歳児で療育をはじめられる方が多い印象、と1、2、3歳児から、そのような支援に繋がる子どもの割合が少ない印象を思っています。早期発見、早期療育という言葉をよく言われますが、早いタイミングで適切な支援を受けることで人と関わることが苦手な子どもが人と関わろうとする意欲をしっかりと育て、人との関わり方を具体的に学んでいくことが3歳児までが本当に伸びると思います。また4、5歳児で療育をはじめられた子どもを見ていると、幼稚園等への行き渋りが出ていること、意欲が低下している、やろう・やれるという自己肯定感が崩れはじめている子どもを見ると、1、2、3歳児からその子どもの特性を理解して、幼稚園や保育園と連携して、まわりの大人が支えていく必要性を非常に感じています。こちらの現状と課題のと

ころがアンケートや団体の意見を中心に今回は書かれています。障がい、自分の子どもに支援が必要な子どもだとまだ気づいていない親の声が届きにくいかたちだと思います。ぜひこども発達センターや健康増進課の1歳半健診や3歳児健診の検査、幼稚園や保育園の先生たちの意見を少し吸い上げていただき、現状と課題のところに就学前の子どもの支援はどうかをご検討いただければと思います。

委員長：ありがとうございます。たしかにこの書き方では就学後の問題だけでよいのかということがあります。もし就学前のニーズの声としては親御さんから声が上がってくるのは就学後が多いと思いますが、一方で就学前に発見が遅れて、支援に繋がっていないことがあります。そちらの方がむしろ問題だということもあります。市内の児童発達支援の定員、あるいはどれだけ埋まっているのか、3歳児健診でどれくらい発見がされているのか等のデータも含めて、それが十分でないようであれば、そのあたりの隠されたニーズとしては浮かび上がらせておかなければいけないところかと思います。

浦安手をつなぐ親の会：15ページの保健・医療の充実の取り組みの方向性として、障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見と書かれています。たしか28年度に自閉症を早く発見する、どこかの大学を借りて、浦安市で導入することを聞いていましたが、それはどうなったでしょうか。

こども発達センター：よろしくお願ひします。健康増進課で行っている1歳6か月健診の際にゲイズファインダーという特殊な専門の機器を浦安市で購入して、今、3台を使い、発見しているところです。

浦安手をつなぐ親の会：その結果、発見して、その後、親御さんへの対応等はどのようになっているのでしょうか。

健康福祉部長：今の話ですが、発見というよりも疑いのある子どもを保健師が親御さんもしくは子どもの状況を見ながら、療育に繋がります。最終的に医師が確定します。その前の段階で少し、発達が遅れている、個性との兼ね合いもありますのでそのあたりをふまえて、療育に繋がっている状況です。

浦安手をつなぐ親の会：この検査の結果、0から3歳くらいまでの子どもの発見等に繋がっていくと思います。ぜひもっと活用して、親御さんが障がいを認めることは非常に辛いことだと思います。親御さんへの対応と両方を兼ね合って、市としては進めていただければと思います。

委員長：その部分は非常に重要なところです。もう少しここはもっと書き込んだ方がよろしいところだと思います。その他、いかがでしょうか。

介護給付費等の支給に関する審査会：細かい質問になります。今日、いただいた資料の17ページ、雇用・就労支援の推進の現状と課題の上から3行目に「生活安定への支援」が29.3%となっていると書かれています。今、雇用と就労支援の促進の中で生活安定への支援が具体的に何を指しているのか、少し意味不明な言葉でした。これに関連して、アンケート調査の結果を拝見しましたが、この%のところがこのアンケートの中の結果ではどこにもありません。どこを指して、あるいはいくつかの項目をまとめて、29.3%にしたのでしょうか。そのあたりが分からなかったので質問させていただきました。

委員長：事務局はすぐに答えられますか。

事務局：アンケートをお持ちの方は115ページになります。12希望・要望というところで暮らしやすくするために充実してほしいことという質問になります。25個の選択肢の中から当てはまるものを全て選んでいただくかたちになっています。こちらの結果になります。

1位が保健医療サービスの充実、2位が生活安定への支援となっています。この生活安定への支援をどうしてこちらに入れたかと言うと、収入の面、生活安定と言うと経済的な安定とこちらは捉えています。収入というところで雇用、就労できることが生活安定に繋がるということでこちらに入れさせていただきました。

介護給付費等の支給に関する審査会：分かりました。それではそのような文章の書き方にしていただいた方が分かりやすいと思います。生活を安定するための就労を必要しているようなところだと思います。ありがとうございます。

委員長：おそらくここでの生活安定への支援は制度でお金を儲けるというようなことではないような気がします。そのようなことも入っているということはあると思います。そこは確かに注釈が必要かと思います。

介護給付費等の支給に関する審査会：私もこれを読んだときに就労する上でさまざまな体調の変化や精神面での不調が出て来るとき等のサポートがほしいためでの生活安定なのかなとはじめは捉えていました。そのあたりのところで私自身、混乱しました。今の委員長に補足しました。

委員長：ただ就労の賃金の安定が生活の安定に繋がることも確かに、そのような面もあろうかと思います。注釈をお願いします。

浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」：視覚障がい者の一般的なそのような問題に対する捉え方を特化した議論に参加できないことに対する苛立ちが非常に多いです。国際条約等については特に情報アクセス、視覚障がい者の情報アクセスは非常にきめ細かい規定が設けられています。著作権法等もある程度、著作権を抑え込んで行うことになっています。そのような情報アクセスについて、もう少し表現して、入れていただけないかと思います。議論がパソコン、音声パソコン等になってしまっていて、情報アクセスについて、もう少し視覚障がい者のことを入れていただけないでしょうか。今回、手話について、条例に入れることがはっきりと書かれています。非常に聴覚障がい者の方の努力の結果だと思います。私たちもそのような努力をしていかなければいけないと思います。情報アクセスについて、考えていただくことを検討いただきたいと思います。

委員長：ありがとうございます。確かに欧米の方では音声ブック、多くの著作物が音声で聞けるような状況にはなっています。これは1市でどうこうできるわけではありません。手話の話がこれだけ、20ページの8差別の対象の現状と課題で出ています。視覚障がい者に対する情報アクセスについてもふれておくべきかと思います。よろしくをお願いします。

浦安市自閉症協会：今の福祉計画と照らし合わせながら見ていました。今までは新しくいただいた方の取り組みの方向性ごとに現状と課題が書いてありましたが、新しいものはそうではなく、現状と課題は大きい題目に合わせて、1つ、これを載せていくということでしょうか。

委員長：古いものも現状と課題があり、取り組みの方向性になっていませんか。

事務局：事務局から説明します。先ほど説明が上手にできずに伝わらなかったかもしれません。今回、たたき台としてお出ししたものについては先ほども言いましたように8つの施策の方向性に対する現状と課題をお出ししています。平成27から29年度の福祉計画については基本施策ごとに現状と課題が書かれています。今回のたたき台の資料では、基本施策とは8つの施策の方向性に更にぶら下がっている、もっと細かい施策になります。各々の施策の方向性にそれぞれ3から4つくらいの基本施策がぶら下がっているかたちになります。その基本施策ごとに現状と課題が今の計画では書かれています。今回は施

策の方向性ごとにまとめて、お出ししています。現状と課題は今回、まとめたものをお出ししていますが、こちらはコンサル担当事業所との話合いの中でこのようにお出ししています。最終的には基本施策ごとの現状と課題の方がよければ、こちらの現状と課題を分けて、お出ししたいとは考えています。そちらの方が前回と同じかたちになります。今、現状と課題は前回とは異なるかたちになっています。

委員長：大まかめにまとめたということでしょうか。

事務局：そうです。まとめられたものになります。

事務局：1つにまとめさせていただいて、これを全体的に通して見ていただき、現状と課題をまた、取り組みの方向性ごとにばらして、表記させていただきたい、前回と同じようなかたちで表記します。

委員長：よろしいでしょうか。

浦安市自閉症協会：新しくいただいたものの現状と課題ごとに載せて、取り組みの方向性を書いて、また、そこに現状と課題を載せるのでしょうか。この小さい項目ごとの取り組みの方向性ごとの現状と課題は特に載せない。

事務局：今、お示ししている現状と課題、これはそれぞれ、施策の方向性の1本でまとめてまいりました。これをまた改めて、施策ごとにばらしていきます。これをそれぞれ、施策の方向性で現状と課題としていきます。これをばらすようなかたちだと思っていただければと思います。

委員長：前回通りの表記になるということですのでよろしいでしょうか。

浦安市自閉症協会：続けさせていただきます。これをいただいたときに取り組みの方向性について、前回のものを見てしまっているので前回は取組みの方向性が非常にもっと細かくなっていて、多く書いてあります。今回のだけを見ると、取り組みの方向性は1番大きい、施策の体系のところはただ書いてあるだけです。大分、かたちが変わってしまうのかなと思いました。今日はこれだけの資料ですが、当然、取り組みの方向性のところに(1)で書いてあって、その下に載っていくと思います。それが次の会議のときに渡されて、また会議の中でそれを見ながら、考えるということでしょうか。今回もそうですが、たくさんの文章が書かれているものは事前にもらっておかなければ、追いかけるのが大変です。この文章の中でどこが気になるのか、それをまた探すのは非常に大変です。不安が残ります。今回で終わりますと言われると今回、言うておかなければと思います。資料が遅かったと思います。次も早めにいただかなければ、考えてこれられないと思いました。

委員長：今回の資料はまとめ方が前回のものと異なるものをお出ししているので混乱しています。それは前回計画の表記の仕方に直しますとなっています。非常に粗々で取り組みの方向性ごとの現状と課題は細かくなっていません。次回、これだけ決められるのかという不安があるということだと思えます。そのあたりはいかがでしょうか。

事務局：今回、このような膨大な資料を当日資料としてしまって、大変申し訳ございませんでした。今回、多くの修正が入ったため、当日資料になってしまいました。はじめに申し上げましたが、次はパブリックコメント前の最後になります。次は11月16日の開催になります。11月初旬にはみなさまの方へお届けしたいと考えています。じっくり、読んでいただき、次のところで最後の細かい取り組みの方向性の項目と内容を書き、最後に主な事業を付けたもの全て、そちらを全て表したもの、また、最後に障がい福祉計画、もう1つの障がい福祉計画が入ってきます。そちらの方も全て入れたものをお出しする予

定になっています。大きいボリュームになってしまい、委員のみなさまには非常にご苦
労をおかけするので申し訳ありません。なるべく早めにお届けするようにしたいと考
えていますのでよろしくお願いします。

委員長：よろしくお願いします。その他にはありませんか。

介護給付費等の支給に関する審査会：時間がないところで1つだけ、確認させてください。15
ページにある保健・医療の充実の中で、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう
ということで協議の場の設置が目標として掲げられていますと書かれています。前回、
この計画をつくったときにもこの医療ケアについて、少しだけ、出ていました。その後、
医療ケアの検討委員会が設置されたと思います。ここにある協議の場の設置というもの
は検討委員会とは別の協議の場の設置が必要、それが課題になっているという捉え方で
よろしいのでしょうか。

委員長：お願いします。

事務局：医療的ケアの検討委員会は今現在、実施されているものです。こちらについては学校
や保育園、幼稚園等でも医療的ケア児の受け入れに対する検討委員会になります。第5
期障害福祉計画の基本指針に掲げている、この協議の場とは少し異なります。また今後、
ここと一緒に行うのか、別につくるのかは、目標として国の基本指針にそれが掲げられ
ていますので検討していきたいと考えています。

介護給付費等の支給に関する審査会：分かりました。ありがとうございます。

委員長：ここの協議の場とはおそらく児童福祉法の改正により、自治体は医療的ケア児の協議
会をつくりなさいという法改正がなされています。努力義務でもあります。そのことで
この基本計画にも書かれて、反映されているということだと思います。申し訳ありませ
ん。議事進行が悪く、15時に遅れてしまいました。

株式会社オリエンタルランド：全体的な書き方で私だけが気になったのかもしれませんが、6
年間の計画の中で3年が終わろうとしていて、次の3年、後期計画について、前期計画
をふまえて、見直していくと思います。その見直しは大幅ではなく、小幅なものになり
ますという説明があったと思います。現状と課題に表記いただいている中、アンケート
調査結果、データの比較の数値が載っていて、障がい者団体等へのヒアリン
グ、声等が網羅的に載っているところはよろしいかと思いました。ただ、各分野、現
状と課題の中で「という結果になっています」、「声になっています」という終わり方
よりはもう少し次の3年に向けた、ここでの決意表明、何をしていくのか、次回では取
り組みの方向性や主な事業がひも付いてくるかだと思います。前段で現状と課題とい
うところからスタートして、その方向性、推進する事業が1年、連動、連結しているとい
うようなかたちで前段の書き方のところには市の意思表示、決意表明的な文言があつても
よいのではと感じました。

委員長：確かに現状と課題はよろしいかと思いますが、これまでの3年間の結果、どうなっ
ていたのかをふまえなければいけないのではないかというお話があります。前回の書きぶ
りを見てもそこまで取り組んできた結果、ここは満たされて、ここはまだだという話は
あまり載っていないような気がします。そのあたりはどのような書きぶりになりますか。

事務局：今回の現状と課題についてはアンケート結果やヒアリング結果から見えてきたところ
だけを載せているかたちになっています。前回の計画についても少し市としての方向性
や必要性があることは載せていますので、そこは少し付け加えていきます。主な事業の
ところで取り組みの結果を載せていければと考えています。一番最後に主な事業という

ところ、取り組みの方向性が基本施策の下にいくつかあります。その下に更に主な事業をいくつかの事業を載せるようになっていきます。この主な事業のところでのどのような取り組みを行っているのかは載せていきたいと思っています。

事務局：この計画でははじめに現状と課題があります。その下に取り組みの方向性として、いくつかあります。それに対する主な事業があります。その事業名と担当課、内容、3年間、行ってきた実績等をここで記入させていただきたいと思っています。

委員長：計画策定委員会でそれらの事業について、○×△を行った記憶もありますが、それは行っていなかったでしょうか。

事務局：進捗状況の報告は行っています。

委員長：分かりました。確かに計画自体、PDCAというところを意識しないといけない中で過去の取り組みがどうだったのかも確かに重要な情報、市民に対して、お示しする重要な情報の1つになっています。今後、そのあたりをどのように行っていくのか、今回、すぐにはむずかしいかもしれませんが、考えていかなければいけないところかなと思いますながら、聞いていました。

浦安手をつなぐ親の会：結局、このような感じで最後は出来上がるのでしょうか。このところの担当課のものがまだ挙がっていないということでしょうか。まだ調査中、各事業課や人事課と書かれていますが、それをまだ把握していないということでしょうか。この次の資料にはそれも挙がるということでしょうか。加わるということによろしいでしょうか。

事務局：おっしゃる通りです。次の素案はこの計画を全て、出すかたちになります。最後の事業のところまでを入れたものをお出しするかたちになっています。

浦安手をつなぐ親の会：何回か策定委員会に入っていますが、確か、パブリックコメントが挙がってもそこに直しが入ってもよいかと思います。返って、その方がみなさん、分かりやすいと思います。これで今日が最後ですと言うのではなく、パブリックコメントの前のそれが最後というかたちで捉えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：事務局です。おっしゃる通りです。パブリックコメント前としては最後ですが、もちろんパブリックコメントを受けて、また修正が入ります。最後、最終が2月くらいになるかと思っています。そこまでは加えられる修正は加えていき、最終的なものを挙げたいと考えています。その都度のご意見、またパブリックコメントのところでもご意見をいただくことができるかと思っていますのでご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

委員長：申し訳ありませんが、時間が超過しています。どうしてものご質問はありますか。なければ議題としてはこれで全て、終了となります。事務局からの報告事項があれば、お願ひします。

事務局：時間がないところで1点だけ、前回、課題(2)の方からご質問やご指摘がありました、要援護者名簿の管理方法について、簡単にご報告させていただきたいと思っています。担当課の社会福祉課の方に確認をしました。前回の会議でも報告した通り、まずは自主防災組織をつくった自治会に名簿は提供するものになっています。実際に自主防災組織で管理や保管する準備が整った自治会から手が挙がり、そちらに対して、直接、覚書を取り交わして、名簿を渡す方法になっています。保管場所の整備や鍵の管理等についても直接、聞き取りをした上でお渡しをするというかたちを取っているということになっています。自治会や自主防災組織に対しても定期的に研修等は行っています。最近でも

自治会会長へ個人情報保護に関する研修を行ったと担当課からは聞いています。

委員長：ありがとうございます。

3. 閉会

委員長：次回は計画全体の素案が今のお話では11月初旬にはみなさまへ事前にお渡しできるということです。またご覧になって、ご意見をいただければと思います。それではこれを持ちまして、第3回福祉計画策定委員会を終了します。ありがとうございました。

(閉会)

平成 29 年 10 月 12 日 (木)
午後 1 時 30 分～
市役所 会議室 S 2・3

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（平成 29 年度第 3 回）次第

1. 開会

2. 議題
 - (1) 当事者団体等ヒアリングの結果について
 - (2) 第 1 編 障がい者計画について

3. 閉会

浦安市障がい者福祉計画策定のためのヒアリング調査

1 目的

アンケートでは聞き取ることができない障がいのある方等の意見や要望を把握するため、当事者団体及び障がいのある方が利用する市の福祉施設（事業者）から事前調書の提出後、直接ヒアリングを実施した。

2 実施期間 8月下旬～9月下旬

3 調査対象

	団体等名称	種別	団体等概要	ヒアリング対象者
1	いちょうの会	当事者団体	精神に障がいのある方の家族の会	会を代表する会員数名
2	浦安市自閉症協会	当事者団体	自閉症など発達障がいのある子どもたちの親の会	会を代表する会員数名
3	浦安市聴覚障害者協会	当事者団体	聴覚障がいのある方の会	会を代表する会員数名
4	千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ	当事者団体	発達障がいの方の保護者の会	会を代表する会員数名
5	浦安手をつなぐ親の会	当事者団体	知的な障がいのある方（児童）の保護者の会	会を代表する会員数名
6	浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」	当事者団体	肢体不自由な方（児童）の家族の会	会を代表する会員数名
7	浦安市身体障害者福祉会	当事者団体	身体障がいのある方の会	会の代表会
8	浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ	当事者団体	視覚障がいのある方の会	会の定例会
9	ソーシャルサポートセンター	市の福祉施設	対象：精神障がいのある方 事業：レクリエーション活動・軽作業・交流の場を提供	利用者数名。施設職員は、サポートのため同席する。
10	障がい者福祉センター	市の福祉施設	対象：知的障がいのある方 事業：生活介護、就労継続支援B型	利用者数名。施設職員は、サポートのため同席する。
11	身体障がい者福祉センター	市の福祉施設	対象：身体障がいのある方 事業：地域活動支援センター、生活介護、自立訓練（機能訓練）	利用者数名。施設職員は、サポートのため同席する。

※上記以外に、「施設・サービス利用者アンケート結果」を記載している。

4 団体ヒアリング結果

(1) 団体の目標達成に向けての課題

	団体等名称	目標	課題
1	いちょうの会	当事者を抱える家族の気持ちを、少しでも前向きにしていく。	<p>○会員の減少、高齢化。</p> <p>○新規で加入する会員が少ない。加入の促進が難しい。</p> <p>○ネットなどで情報収集できるため、会に入るメリットを感じづらい。人間関係が希薄になっている。</p> <p>○会員個々に余裕がないため、会合などの参加が積極的に行えない。</p>
2	浦安市自閉症協会	子どもたちが地域の中で生涯安心して暮らしていけるようにする。	
3	浦安市聴覚障害者協会	聴覚障がい者の福祉の向上を目指す。コミュニケーション支援の充実・向上を図る。	
4	千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ	会員の子どもの困難さを少しでも改善する。母親同士の情報交換。	
5	浦安手をつなぐ親の会	障がい児者の充実した生活を確保するための活動。	
6	浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」	肢体不自由児・者の福祉の向上。家族の親睦、情報交換。	
7	浦安市身体障害者福祉会	身体障がい者の生活の援護と会員同士の親睦と福祉の向上を図る。	
8	浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ	会員のニーズに添いつつ活動の充実を図る。会員同士の親睦と市の福祉に関わる情報の伝達を図る。	

(2) 浦安市の障がい福祉施策に関するご意見・ご要望

① 福祉・保健・医療サービス

いちょうの会
<p>○本人も親も体調が悪く、外出できない場合もあるので、訪問してくれるサービスがほしい。</p> <p>○通院できていない人も多いので、手帳や診断がなくても気軽に相談できる場所がほしい。</p> <p>○退院した後の家族の支援が難しい。退院後の生活のリハビリや、就職活動までしてくれるサポートがほしい。</p> <p>○緊急時の一時預かりや相談ができる場所があれば良い。</p> <p>○精神科病院を充実してほしい。</p>
自閉症協会
<p>○行動援護の事業所数が少ない。</p> <p>○現在安心して受診できる歯医者がほとんどない。当番制などにしてほしい。</p> <p>○自閉症では共同生活は難しいので、支援を受けながらアパートで一人暮らしのような形が望ましい。</p> <p>○緊急時支援事業について、24時間統一して使えるようにしてほしい。</p>

千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ
○グループホームがほしい。訓練型・永住型・個別型とあると思う。また設置する場所も考えてほしい。 ○発達障がい専門の医師（理解のある）を誘致してほしい。
浦安手をつなぐ親の会
○医療費補助を障がい者全員に拡げてほしい。 ○親子、高齢者と障がい者で入れるグループホームや施設があるとよい。 ○移動支援や日中一時支援は非課税だと何時間利用しても無料なのはどうかと思う。介護保険になったときには自己負担も出てくる。何時間以上からは利用料を取るなどをしても良いのではないか。
浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、身体障害者福祉会
○肢体不自由児が利用できる事業所が少ない。また、送迎が車イスに対応できない事業所もある。 ○リハビリ病院で、装具の判定ができたり、障がい児のリハビリができるようにしてほしい。また、障がい者の療養つきレスパイトを病院などでやってほしい。
視覚障害者の会・トパーズクラブ
○音声パソコン技能習得のためのしっかりしたシステムの構築とその実施。 ○初めて音声パソコンを習得する視覚障がい者には、一定条件を定め、音声ソフトをインストールした拡大読書器を市の補助対象としてほしい。 ○多くの視覚障がい者は65歳以上であり、介護保険の利用が優先となるが、介護保険サービスでは、視覚障がい者への理解がされていない。ケアマネージャーをはじめ、障がい者に対する知識をしっかりと備えてもらう必要がある。

② 教育・育成

自閉症協会
○子どもが望む形で、個々に対応した教育支援をしてほしい。特別支援学級を障がい種別に分けるべきではないか。
千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ
○そらいろルームなども、通級指導教室のような支援を行ってほしい。 ○放課後等デイサービスについて、学習支援から預かりまで様々なニーズに対応できる、事業所ごとに特化したサービスが受けられるようにしてほしい。
浦安手をつなぐ親の会
○障がいのある児童が通う学校では、その障がいについて、生徒も先生もきちんと理解してほしい。 ○補助教員の先生の相談先あるとよいと思う。
浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、身体障害者福祉会
○補助教員の人数が足りていないように思う。 ○肢体不自由児だけの特別支援学級を作してほしい。 ○肢体不自由児に対する学校の理解を広げてほしい。

③ 就労

いちょうの会

○就労しても続かない。就労支援してくれるサービスを充実してほしい。

自閉症協会

○福祉的就労（A型、B型）や生活介護の施設、グループホームなどを、数字だけで足りていると判断しないで欲しい。事業所同士や、相談支援事業所の連携をし、ここがだめなら別の事業所という選択ができるようにしてほしい。

聴覚障害者協会

○聴覚障がい者は、コミュニケーション不足で仕事を続けられない人が多い。手話だけでなく、筆談やチャットでもいいので、コミュニケーションをとれるようにしてほしい。

○市役所や図書館、福祉関係の職場で、聴覚障がい者をもっと雇用してほしい。

千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ

○就労支援センターでは、個々の特性にあった就労訓練を行い、就労につながる支援をしてほしい。

浦安手をつなぐ親の会

○農業と福祉の連携。農作業など、いろいろな訓練ができる場所があればいいと思う。

浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、身体障害者福祉会

○数は足りているというが、マッチングができるかどうか。設備の充実とできる仕事の種類を増やしてほしい。ニーズ調査をして、マッチングしてほしい。

④ 生活環境・まちづくり

浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」

○バスについて、設備面は整ってきたが、人員の関係で、車いすが乗車したいときに対応してもらえないことがある。

バリアフリー化を促進してほしい。

浦安手をつなぐ親の会

○歩道の段差をなくして移動しやすくしてほしい。

○障がい者用トイレの増設、環境整備。

視覚障害者の会・トパーズクラブ

○点字ブロック（誘導ブロック、警告ブロック）の拡充と市民への教育喚起のための条例の制定をしてほしい。

○市内の各駅の安全を確保してほしい。

⑤ スポーツ・レクリエーション

自閉症協会

○難しいスポーツでなくていいので、大人の障がい者が体を動かす機会が増えると良い。体操やランニングなどの単純なもので良い。

千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ

○一般の施設の利用は難しいので、中・高生で運動できる場が少ない。平日夜、土日休日に活動できる場があるといい。誰でも受け入れるのではなく、できるレベルによって分かれ、課題・プログラムも細かくできた方がよい。

浦安手をつなぐ親の会

○障がいがあっても気軽に参加できる企画、配慮。

⑥ 安心・安全

聴覚障害者協会

○災害時の情報保障を充実してほしい。
○災害の避難などが少し落ち着いたら、手話通訳が設置されたところに聴覚障がい者が集まれる場所を作ってほしい。安心できる。

浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、身体障害者福祉会

○災害時、充電できる施設や、障がい者が避難できる場所の情報がほしい。
○災害時の避難の仕方や、避難生活など、必要な知識の話を書くような場があるとよいと思う。

⑦ 理解の促進

聴覚障害者協会

○手話を人々に教える活動や企業に啓発する活動をしたい。
○小学生に手話を覚えてほしい。
○聴覚障がいに対する企業の理解を進めてほしい。
○企業や、バス会社などで電話や口頭による対応を求められることに差別を感じる。配慮してほしい。
○少し手話ができるバスの運転手がいてうれしかった。

視覚障害者の会・トパーズクラブ

○視覚障がい者に特化した対応を確立してほしい。

5 施設利用者ヒアリング結果

① 福祉・保健・医療サービス

- 土日にリズムが崩れるので、土日に利用できるサービスがあるとよい。
- ソーシャルサポートセンター以外でかけこみ相談できる相談先がほしい。
- 発達障害の専門カウンセリングが浦安にできればよい。
- ヘルパーにどこまでお願いしていいものか分からない。また、どこまで居宅介護で、どこまで移動支援で利用できるか区別が分からない。
- 身体障がい者福祉センターで入浴サービスをしてほしい。
- 週末に利用できるようにしてほしい。
- 65歳になり、身体障がい者福祉センターの利用回数を減らされた。
- グループホームに入っているが、買い物に行きたいときに行けない、夜にトイレに行けないなど不便を感じることもある。
- 身体障がいを対象としたグループホームが少ないので、選択肢がせまい。
- 24時間365日支援が必要なので、日中の時間帯もちろん、夜勤対応ができるヘルパーさんが地域生活にはもっと必要。
- 短期入所、特に一時ケアセンターが利用したいときに利用できない。
- 近くに短期入所がほしい。
- 短期入所が、緊急時にもっと使えるようにしてほしい。
- 日中一時支援で運動不足を補いたいが、不足している。
- 重度障がい者を介護できるヘルパーを増やしてほしい。
- 個人病院にかかるのが難しい。受け入れてもらえない。知的障がい者が安心して通える病院の情報がほしい。
- 病院が併設された複合福祉施設があるとよい。
- グループホームの需要と供給を把握し、数だけではなく、内容や世話人が充実した施設を作してほしい。
- 情報を集約し、様々な方法で提供してほしい。

② 就労

- B型を探しているが、体力がないので週5日は難しい。短縮して働きたい。調理やレストランなどだけでなく、精神に特化した就労先がほしい。
- ステップアップしていけるような就労施設がほしい。
- 特別支援学校を卒業してから、パソコン、計算、読み書きなど勉強を学ぶ場が必要。卒業後の作業の仕事では、学ぶ時間も、場所もない。

③ 生活環境・まちづくり

- もっと多目的駐車場を設置してほしい。
- 側溝の溝に車いすの前輪がはまるので、もっと細かい目の側溝にしてほしい。
- 店にバリアフリーのスロープや、エレベーターを設置してほしい。
- 外出先に、スロープやエレベーター、車イス用トイレ（大人も利用できるベッドが室内にあり、個室が広いもの）等が備えられているかどうか、車イス等利用者用の駐車場もあるかどうか。また、外出する前にそれらがあるかどうかを問い合わせる手段があるか。
- 車いすで利用できるバスを増やしてほしい。
- 1人での外出は難しいので、介助の人が必要なときにすぐ手配してもらえかが不安。

④ スポーツ・レクリエーション

- 障がいを持った人たち同士が集まり、自分の事を話したり、地域の事を話したり、その他日常の些細な事など何でも話せる場所など、つながることのできる場所が欲しい。
- 土日気軽に立ち寄れる居場所がほしい。
- 健康のため、筋肉トレーニングなどしたいが、障がい者の利用できるジムがない。
- 暑い時は身体に熱がこもりやすく、寒い時は身体が冷えやすい。体温調整することが苦手な人が障がいを持っている人には多いので、日差しが直接当たらない場所や、暖を取れる場所が必要。
- 長時間、車椅子に乗っていると身体に負担がかかるので、車椅子を降り、身体を伸ばせる場所が必要。
- 会場までの移動や交通機関、ヘルパーの確保が必要。活動中の支援も必要。
- 公民館などの活動で、障がいのある方が参加しやすい仕組みやムードがあると良い。
- 外出時につきそい現場まで連れて行き、送ってくれるヘルパーさんやシステムが必要。
- スポーツをできる施設を充実してほしい。

⑤ 安心・安全

- 災害時に避難生活が難しい。
- 災害時薬がなくなると困る。
- 災害時の避難が難しい。災害時の分かりやすいマニュアルがあるとよい。

⑥ 理解の促進

- 差別解消法の合理的配慮が難しい。市が啓発活動をしてきたのはわかるが、まだまだ企業などの意識が低く失望した。正しい理解が出来る様に市も努力してほしい。
- 生を受けてから、幼稚園、保育園、そして学校と、一緒に学ぶことだと思う。
- からかわれたり、笑われたりすることが多く、いかに世間が障がい者を知らないか、理解をしようとしている人が少ないかと思う。
- 成年後見制度が使いにくい。申請したら望まない後見人が選ばれるかもしれないと思うと、申請できない。
- 障がいのある子どもだけでなく、親も地域にとけこむ。

⑦ 普通の暮らしや今後の暮らしで不安だと思うこと、問題だと思うこと

- 自分で薬の管理ができなくなることがあるので、薬の管理が必要。疲れやすく、記憶がなくなったりすること。
- 施設などに入所後、ちゃんとやっていけるのか、人間関係がうまくつけれないので不安。
- 自分一人では生活できないので、入所できるような場所があるのか、不安。
- 家族がいなくなったり、倒れたりしたら不安。
- 一人暮らしで緊急時どうすればよいか。1日1回の安否確認などはないか教えてほしい。
- リハビリができなくなったら突然歩けなくなった。運動、リハビリ、どれを抜いても今の体調を維持できないことを痛感した。
- 親なき後の生活の質、安定、住まい確保。

⑧ 今後どのような暮らしをしたいか

- 一人暮らしをしたい。できれば浦安市内でしたい。
- 支援を受けてグループホームで暮らしたい。
- 現在は本人の兄弟が面倒を見ているが、あまり押し付けられない。一人で生活できるようになるとよい。
- 親が元気で健康なうちは、ぎりぎりまで一緒に生活をし、その後グループホームや、福祉サービスを利用しながら地域で暮らしたい。
- 親子や高齢者と障がい者で入れるグループホームがあるとよい。
- 地域で働きながら家族と過ごしたい。
- 早くグループホームなどで安定した生活がしたい。
- 脳性麻痺だが、一人暮らしが希望。

障害者基本計画(第4次)骨格案

平成29年5月29日

はじめに

(我が国におけるこれまでの主な取組)

- ・我が国におけるこれまでの主な取組(基本法、基本計画等)

(障害者政策委員会における検討)

- ・障害者政策委員会における議論の経過
- ・障害者政策委員会の意見取りまとめ、政府への提出

(障害者基本計画(第4次)の策定)

- ・(障害者政策委員会の意見を受けた)政府における案文の検討
- ・パブリックコメントの実施
- ・障害者基本計画(第4次)の策定

(障害者基本計画(第4次)を通じて実現を目指すべき社会)

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現を目指す。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会の実現を目指す。
- ・障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会の実現を目指す。
- ・(各委員から提示された意見や課題、障害者政策委員会の議論等を踏まえ、今後加筆予定)

I. 障害者基本計画(第4次)について

1. 位置付け

- ・障害者基本法第11条第1項が根拠
- ・政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画

2. 対象期間

- ・平成30(2018)～34(2022)年度の5年間

3. 構成

- ・全体の構成、各章の概要

4. 障害者権利条約との関係

(1) 障害者権利条約の概要

- ・条約の経緯
- ・条約の概要
- ・条約に係る我が国のこれまでの取組

(2) 障害者権利条約の基本的な考え方

- ・条約の基本的な考え方(目的、社会モデル、一般原則等)
- ・条約の基本的な考え方を踏まえ障害者施策を講じることが重要。

(3) 障害者権利条約と障害者基本計画(第4次)との関係

- ・条約批准後初の基本計画であり、条約との整合性確保に重点。
- ・障害者基本計画(第4次)の各分野と、条約の条項の対応関係を明確化。
- ・障害者基本計画(第4次)は、条約の国内実施の強化に資するものであり障害者政策委員会による条約の国内監視機能の強化につながる。
- ・今後、障害者権利委員会による条約の実施状況の対日審査(国外監視)と障害者基本計画(第4次)のPDCAサイクル(国内監視)を適切に連携させていく。

II. 基本的な考え方

1. 基本理念

- ・障害者権利条約の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念
- ・障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

2. 基本原則

- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3～5条の基本原則にのっとり、障害者施策を総合的かつ計画的に実施する。

(地域社会における共生等)

- ・障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3条の趣旨

(差別の禁止)

- ・障害者権利条約第5条(平等及び無差別)の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第4条の趣旨

- ・第4条を具体化した障害者差別解消法については、その施行状況を踏まえ、見直しについて必要な検討を行っていく。

(国際的協調)

- ・障害者権利条約第32条(国際協力)の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第5条の趣旨
- ・障害者権利条約の批准を受け、今後は国際的枠組みとの連携の推進を図っていく。

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

- ・障害者に係る施策、制度、事業等の策定・実施等に当たっては、障害者権利条約の理念を尊重するとともに、障害者権利条約との整合性を確保することが求められる。
- ・「Nothing About Us Without Us」を原則とし、「インクルージョン」の考え方の下、障害者を社会参加の主体としてとらえるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が意思決定過程に参画することとし、障害者の視点を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。
- ・意思決定過程における障害者の参画を促進するため、審議会等で障害者の委員を選任するよう配慮する。また、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者の適切な意思決定・意思表明のため、意思決定の支援と言語(手話を含む)その他の意思疎通手段の選択機会の提供を促進する。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

- ・障害者権利条約における「社会モデル」の考え方
- ・社会モデルの考え方に照らして、障害者差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。
- ・社会のあらゆる場面でICTが浸透しつつある。こうした新技術を用いた機器やサービスは、新たな社会的障壁となる可能性がある一方で、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴もあり、社会的障壁の除去の観点から、アクセシビリティに配慮したICT等の新技術の利活用について検討を行い、可能なものについては積極的導入を推進する。
- ・特に、社会のあらゆる場面において障害者差別の解消に向けた取組が行われる必要があり、障害者差別解消法等に基づき、様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者、国民一般等の幅広い理解の下、取組を積極的に推進する。
- ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報啓発活動に努め、企業・市民団体等の取組を積極的

に支援する。

- ・審議会等の開催やパブリックコメントの実施に当たり、障害特性に配慮した適切な情報保障を実施するなど、アクセシビリティを向上させる。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- ・障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。
- ・当該支援は、障害者が日常生活・社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があり、かつ、障害者の自立・社会参加の支援の観点から行われる必要。
- ・複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、必要な連携を通じて総合的かつ横断的に対応していく必要。

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

- ・障害者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施する。
- ・外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮する必要。また、状態が変動する障害は程度が分かりにくく、多様化しがちな点に留意が必要。
- ・発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害等の社会全体に対する理解の促進、施策の更なる充実が必要。

(5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

- ・障害者権利条約第6条(障害のある女子)、第7条(障害のある児童)等の趣旨を踏まえ、障害者施策は、複合的な困難に直面する障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて策定・実施する。
- ・障害のある女性は複合的に困難な状況に置かれる場合があり、こうした点も念頭に置いて障害者施策を策定・実施することが重要。
- ・障害のある子供は成人の障害者とは異なる支援を行う必要。
- ・障害のある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要。

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

- ・障害者権利条約第31条(統計及び資料の収集)、第33条(国内における実施及び監視)等の趣旨を踏まえ、「Evidence-Based Policy Making」の実現に向け必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、PDCAサイクルを構築し、着実に実行する。また、PDCAサイクル等を通じて施策の不断の見直しを行っていく。

①企画(Plan)

- ・「Evidence-Based Policy Making」の実現の観点から、障害当事者の実態把握を適切に行うため、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ必要なデータ収集や統計の充実を行うことが求められており、各府省は、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討するとともに、具体的な達成目標の設定に努める。

②実施(Do)

- ・各府省は、取組の計画的な実施と、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行う。また、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図る。
- ・高齢者施策、医療関係施策、子ども子育て関係施策、男女共同参画施策等、他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る。

③評価(Check)

- ・取組の実施状況を継続的にモニタリングしていくことが重要であり、各府省は、その実施状況及び効果の把握・評価を行う。また、施策の実施に当たり課題や支障が生じている場合は、その円滑な解消に資するよう、具体的な要因について必要な分析を行う。
- ・障害者政策委員会は、政府全体の見地から本基本計画の実施状況の評価・監視を行う。

④見直し(Act)

- ・各府省は、取組の実施状況や効果に係る評価結果を踏まえ、取組の見直しを行う。必要がある場合は、所要の法制的な整備を含め検討を行う。
- ・障害者政策委員会は、本基本計画の実施状況の評価・監視の結果を踏まえ、必要に応じ勧告を行う。その結果によっては、必要に応じ、基本計画を柔軟に見直すこととする。また、障害者政策委員会の円滑かつ適切な運営のため、事務局機能の充実を図る。
- ・調査により得られた知見については、基本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取組の見直しへの活用を努める。

4. 施策の円滑な推進

(1) 連携・協力の確保

- ・政府の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を担保するため、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。
- ・障害者の地域移行を推進する観点から、障害者が、必要などきに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、適切な役割分担の下、地方公共団体との連携・協力体制の一層の強化を図る。また、地方公共団体において優良かつ先進的な取組やモデルを実施している場合は、その知見も活かして施策を展開する

ことが重要。

- ・障害者団体、専門職による職能団体、企業、経済団体等の協力を得るよう努めるとともに、基本計画の推進に当たり、これらの団体等との情報共有等の一層の促進を図る必要。
- ・国際機関、諸外国政府等との連携に努めるとともに、関係行政機関相互の緊密な連携の下、障害者権利条約の国内実施に十分留意しつつ、持続可能な開発目標(SDGs)の実施を総合的かつ効果的に推進する。
- ・障害者政策委員会において、必要がある場合は、他の審議会等との情報共有について検討を行う。

(2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

①重点的に理解促進等を図る事項

- ・「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、国民の理解促進に努める。
- ・共生社会の理念や障害者権利条約の「社会モデル」について必要な広報啓発を推進する。
- ・2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて実現を目指す共生社会の姿について広く発信を行い、パラリンピックに向けた国民の機運を醸成するとともに、障害者施策の意義について更なる理解の促進を図る。
- ・「心のバリアフリー」を推進する。
- ・知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害など、より一層の国民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。
- ・視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等について周知を図る。
- ・関係する事業者等の協力の下、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等の情報提供、普及、理解促進を図る。
- ・ボランティアに対する理解促進、活動支援に努めるとともに、企業等の社会貢献活動への理解・協力を促進する。

②理解促進等に当たり配慮する事項

- ・障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意しつつ、障害者や障害者団体等を始めとする多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。その際、効果的な情報提供や、国民の意見の反映に努める。
- ・地域社会における障害者への理解を促進する。また、多様な主体による取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図る。
- ・国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努める。その際、障

害に係る訳語の統一を図ることが分かりやすさや比較の便宜に資することに留意する。

- ・障害者週間における各種行事を中心に、幅広い層の参加による啓発活動を推進する。
- ・幼児・児童・生徒間の相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する。

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備【関連：障害者権利条約第9, 19, 20, 28条】

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【関連：障害者権利条約第9, 21, 24条】

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進【関連：障害者権利条約第9, 11条】

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【関連：障害者権利条約第10, 12, 14, 16条】

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【関連：障害者権利条約第12, 19, 20, 23, 26, 28条】

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進【関連：障害者権利条約第12, 14, 19, 25, 26条】

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実【関連：障害者権利条約第13, 14, 29条】

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援【関連：障害者権利条約第19, 24, 26, 27, 28条】

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興【関連：障害者権利条約第24, 30条】

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興【関連：障害者権利条約第30条】

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進【関連：障害者権利条約第31, 32条】

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進

(3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等

(4) 障害者の国際交流等の推進

おわりに ～障害者権利条約が目指す社会の実現に向けた今後の長期的課題～

- ・社会環境の変化と未来予測を踏まえた具体的な指標の設定が求められる。
その際、SDGsの指標との整合性も考慮する必要。
- ・三権分立に留意しつつ、合理的配慮の提供やそれを的確に行うための環境の整備を含め、立法府及び司法府から必要な協力を得られるよう努めることが求められる。
- ・必要に応じ、国際比較を通じて得られた知見に基づく施策の検討が求められる。その際、訳語の統一を図ることが分かりやすさや比較の便宜に資することに留意する必要がある。
- ・(各委員から提示された意見や課題、障害者政策委員会の議論等を踏まえ、今後加筆予定)

(別表) 障害者基本計画関連成果目標

浦安市障がい者福祉計画 (平成30年度～平成32年度)

【たたき台】

今回の資料は、障がい者福祉計画のうち以下の部分の文案の資料となります。

- 1 「計画の基本的事項」
- 2 「第1編 障がい者計画」
 - 「施策の方向性」に対する「アンケート調査結果とヒアリング調査結果の
まとめ」

平成30年○月
浦 安 市

計画の基本的事項



計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指して基本的な方向性を定めています。さらに、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成 28 年 4 月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が施行されています。

本市では、平成 27 年 3 月に「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体化した平成 27 年度（2015 年度）を始期とする 6 年間計画の前期計画「障がい者福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」を策定し、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるようにさまざまな支援を行ってきました。この前期計画の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、計画の見直しを行い、新たに平成 30 年度を初年度とする後期計画「浦安市障がい者福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 法律・制度の動向

(1) 障がい者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に国連の「障害者の権利に関する条約」に署名、それ以降、同条約の批准に向け、さまざまな国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念に則り、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正、障がい者の定義を見直したほか、「意思疎通のための手段についての選択の機会の確保」を規定するとともに、「意思疎通のための手段」の例示として「言語（手話を含む。）」と規定しました。

(3) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設事業が、児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障がい児福祉計画」を策定することになっています。

(4) 障害者虐待防止法の施行

深刻化している家庭や施設での障がいのある人に対する虐待を防ぐため、平成 24 年 10 月から「障害者虐待防止法」を施行し、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に、自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどを盛り込んでいます。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正

従来の障害者自立支援法を、平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正施行し、障がい者の定義に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などを決めました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとしています。

(7) 障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)を公布し、平成 28 年 4 月に施行しました。

この法律では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務を定めています。

(8) 改正障害者雇用促進法の施行

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)を改正、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定めるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることを規定しました。

(9) 成年後見制度利用促進法の施行

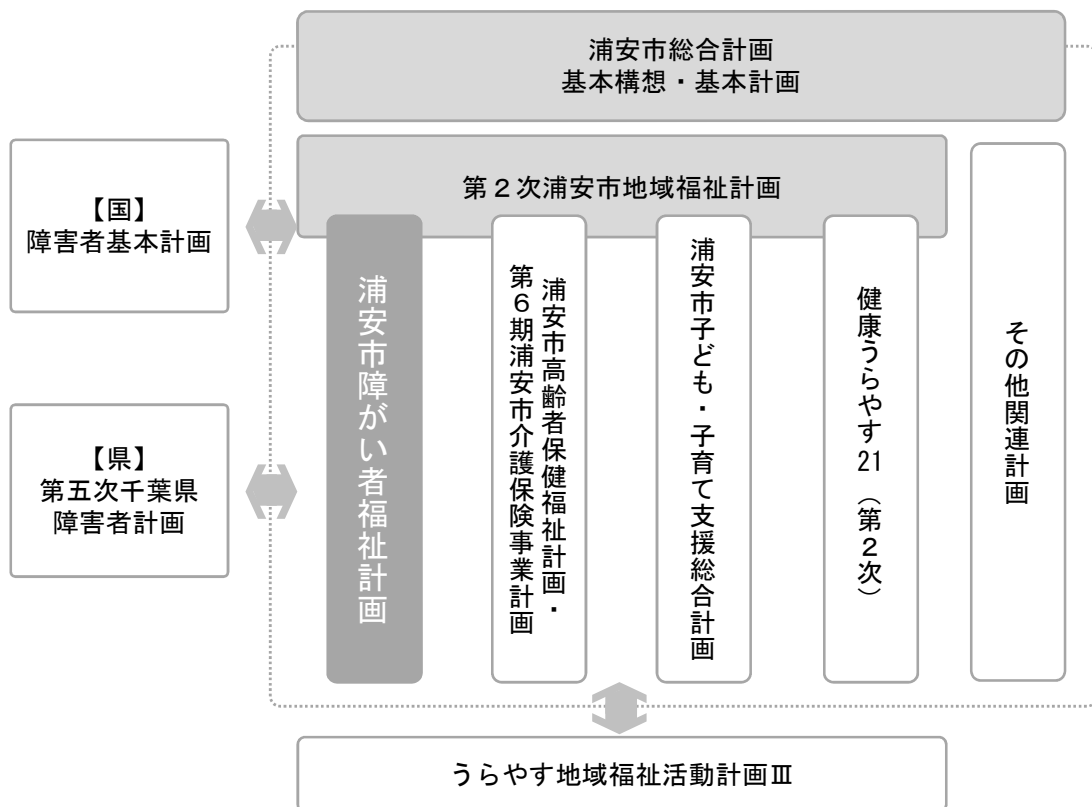
平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)を公布し、同年 5 月に施行しました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などを規定しました。

3 計画の位置づけ

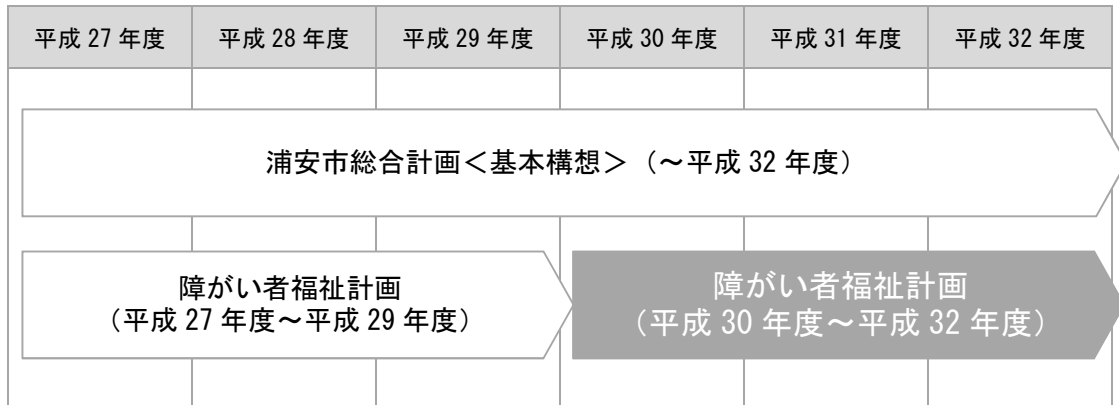
本計画（浦安市障がい者福祉計画）は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」との整合を図るとともに、「浦安市総合計画」、「第 2 次浦安市地域福祉計画」、「浦安市高齢者保健福祉計画・第 6 期浦安市介護保険事業計画」、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」、「健康うらやす 21（第 2 次）」等、本市の関連計画や、国の「障害者基本計画」、県の「第五次千葉県障害者計画」等の計画と整合を図りつつ策定し、推進します。



4 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から 32 年度までの3年間とし、社会経済情勢や障害者総合支援法の改正に伴う状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の対象者

本計画は、障がいのある人を中心に、介助者、援助者、ボランティア、地域住民などすべての人を対象者とします。

障がいのある人とは、障害者基本法によって定義されている「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」、また、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」をいい、療育の必要な乳幼児、児童・生徒、発達障害のある人、自立支援医療費の支給を受けている人、難病患者など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を含みます。

6 計画策定の方法

(1) 計画策定の方法

① 障がい者関連施策の進捗状況の洗い出しと評価

障がい者福祉計画に掲げた施策全般にわたる事業の進捗状況について、各関係部署による洗い出しを行い、今後の施策の方向性を検討・評価し、新たな計画における方針を定めました。

② 障がい福祉に関するアンケートの実施・分析

障がいのある人を対象にアンケート調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握、分析を行いました。

③ 障がい者団体等へのヒアリング調査の実施

上記アンケート結果を補完し、より具体的な問題提起や要望を把握するため、市内の障がい者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、また広く一般市民からパブリックコメントを募集するなど、新たな計画内容への反映に努めました。

④ 障がい者福祉計画策定委員会における審議

障がい者団体関係者をはじめ、福祉・医療・教育・雇用等の各分野の関係者、学識経験者などからなる「計画策定委員会」を設置し、新たな計画内容に関し、専門的、大局的な観点から議論を積み重ねました。

7 計画の推進・フォロー体制

(1) 計画の推進体制

本計画を総合的・実効的に推進していくために、以下のような連携と協働の体制の整備を図ります。

① 庁内の推進体制の整備

健康福祉部（障がい事業課・障がい福祉課）を中心として、関連部局が連携し、計画を推進します。

② 人的資源の確保と資質の向上

本計画を推進するうえで、不可欠である専門技術者の確保と育成に努めます。特にケースワーカー・手話通訳者・要約筆記者・福祉サービス従事者などの確保と資質の向上に努めます。

③ 関係機関・市民等との連携の促進

i) 福祉・医療・教育・雇用等の関係機関との連携

本計画を推進する担い手となる、福祉・医療・教育・雇用等の各分野と、より一層の連携に努めていきます。

ii) 民間事業所等との連携

市民全体の力を集めて本計画を推進していくために、民間の一般事業所、マスメディア・市民団体・自治会等との連携を図り、情報交換・課題の共有、協働の推進に努めます。

iii) 近隣市及び県、国との連携

広域的な対応が必要な施策・計画については、近隣市および県と連携を図ってその実現に努めます。また、県、国に対しては、特に行財政上の措置を、必要に応じて要請していきます。

(2) 計画のフォロー体制

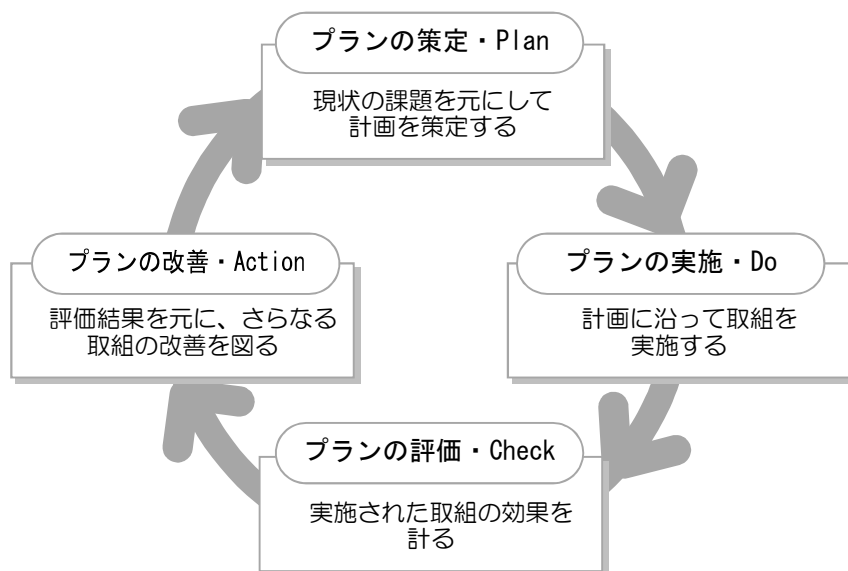
本計画は、日々現実に生活を営んでいる障がいのある人を主な対象とした計画であり、また、福祉・医療・教育・雇用等の各分野との連携と、社会情勢の変化や障がいの特性にあわせた配慮が必要です。

したがって、計画自体をより具体的なものにするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

浦安市では、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」の双方に「PDCAサイクル」を導入し、市・関係機関・障がいのある人の代表からなる浦安市自立支援協議会と連携を図り、計画の進捗状況を年に1回以上、自立支援協議会で評価・分析するとともに、必要に応じて事業の見直し等を行います。

「PDCAサイクル」は、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「見直し（Action）」を順に実施していくものです。



第1編 障がい者計画

施策の体系



1 理解と交流の促進

現状と課題

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、難病や、発達障がいを含むその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。

市では、平成28年4月1日に施行した「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「浦安市障がい者差別解消推進計画」を策定し、障がいと障がいのある人への理解を深めるための小冊子「こころのバリアフリーハンドブック」による啓発活動や、障がいと障がいのある人への理解を深めるためのイベントを開催し、障がいのある人に対する理解を広げる取り組みを行ってきました。

浦安市障がい福祉に関するアンケート調査結果(以下「アンケート」という。)では、障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことは、「学校での福祉人権教育を充実する」の割合が37.1%【前回36.7%】となっています。

障がいのある人が豊かな暮らしを送るためには、ボランティア等の支え合い活動や他の障がいのある人との交流は欠かせないものです。障がい者団体等のヒアリング調査では、障がいのある人同士が集まることができる機会を求める声が挙がっています。

また、視覚障がい者の団体からは「誘導ブロックの理解が進んでいない。」、聴覚障がい者の団体からは「企業や学校に、聴覚障がいに対する理解や手話の啓発に行きたい」などの意見が挙がっています。

また、アンケートでは、「障がいのある人が積極的に社会に進出する」ことが、「障がいのある人への理解を深めるために必要」という結果になっています。

取り組みの方向性

- (1) 啓発の推進
- (2) 市民との協働による支援活動の促進
- (3) 交流機会の拡充

2 福祉・生活支援の充実

現状と課題

障がいのある人やその家族が、地域で安心して暮らしていくためには、日頃の悩みを相談したり、必要な支援、サービスを適切に受けることができることが大切です。

障がいのある人の相談や福祉サービスに対するニーズは多様化しており、障がい団体等のヒアリング調査では、専門的な相談先や、訪問による相談対応等、相談支援の充実を求める声や、短期入所や行動援護の不足等、在宅福祉サービスの充実に関する声、休日の日中の活動の場等を求める声が挙がっています。

また、アンケートでは、今後の暮らしについて必要なことや課題・不安について、「緊急時の対応」が47.5%で第1位、「費用面」が37.8%で第2位、「日常的な生活面でのフォロー」が37.6%で第3位となっています。

平成24年4月よりサービス等利用計画の作成が始まり、現在サービス等利用計画の作成状況は100%に達していますが、相談支援事業所の不足により、セルフプランが増加傾向にあります。相談支援事業所と相談支援専門員の不足の解消が課題となっています。

また、アンケートでは10.7%【前回10.7%】の人が相談にのってもらえる人がいないと回答しています。

さらに、アンケートでは、将来の希望する暮らし方について、「ひとり暮らし」が最も多く、次いで「グループホーム（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活）」、「施設など、大勢の人と一緒に暮らし」【前回 第1位「家族との同居」、第2位「支援を受けながらひとり暮らし」、第3位「ひとり暮らし」】となっており、障がい者団体等のヒアリング調査においても親亡き後の住まいへの不安を挙げる人が多くなっています。

取り組みの方向性

- (1) 相談支援の充実
- (2) 在宅福祉サービスの充実
- (3) 日中活動の場の充実
- (4) 住まいの場の充実

3 保健・医療の充実

現状と課題

がん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の生活習慣病を原因とした障がいが増加する中、市では、各種健（検）診等を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努めています。

また、子どもの疾病や障がいの早期発見・早期療育のために乳幼児健康診査の充実を図り、各種健（検）診等の未受診者の解消に努めてきました。

アンケートでは、暮らしやすくなるために、充実してほしいこととして「保健・医療サービスの充実」が29.7%【前回35.7%】と最も高く、障がい者団体等のヒアリング調査においても、医療機関を受診する際の困難さや、障がい特性に応じた医療機関に関する情報提供を求める声等が挙がっています。

また、国の第5期障害福祉計画に係る基本指針においても、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が目標として掲げられています。

取り組みの方向性

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見
- (2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

4 子どもへの支援の充実

現状と課題

こども発達センターでは、発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行ってきました。また、市の独自事業「青少年サポート事業」では、就学後の発達に心配のある子どもとその保護者に対する専門性の高い相談や療育支援の充実を図りました。

アンケートでは、「就学後の療育が少ない」などの意見や、放課後等デイサービスについては、「土日も利用したい」「さまざまな形でニーズに対応してほしい」「重度障がい児の受け入れ先を増やしてほしい」など、就学後の療育に対し質・量ともに向上が求められています。

また、福祉サービスを「現在利用していない」と答えた人に、今より暮らしやすくなるために必要なサービスや支援について聞いたところ、18歳未満の回答では「気軽に相談できる相談先」が最も高くなっています。さらに、障がい者団体等のヒアリング調査では、子どもの個性に応じた教育支援や成人までの一貫した相談支援等を求める声が挙がっています。

障がいや発達に心配のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。市では、サポートファイル等を活用しながら、切れ目のない支援に取り組んでいるところです。

取り組みの方向性

- (1) 就学前療育・教育の充実
- (2) 就学後療育・教育の充実
- (3) 就学・進学相談の充実
- (4) ライフステージを通じた支援の推進

5 雇用・就労支援の推進

現状と課題

障がいのある人の就労は、収入面だけでなく、社会参加の視点からも非常に重要な課題となっています。

アンケートでは、暮らしやすくなるために充実してほしいこととして、「生活安定への支援」が29.3%【前回30.0%】、「障がい者雇用の推進」が24.7%【前回25.2%】と割合が高くなっており、働くために必要なことは、「障がいに合った仕事であること」が24.9%【前回31.1%】、「勤務時間や日数を調整できること」が24.1%【前回26.1%】、「周囲が障がいに対して理解があること」が23.3%【前回27.3%】と割合が高くなっています。また、現在就労などをしないで自宅で過ごしていると答えた人の理由について、「障がい重い、または病弱のため」が30.3%【前回38.5%】、次いで自分に合う仕事がないため」が9.6%【前回12.1%】となっています。

さらに、自由意見では、「設備の充実とできる仕事の種類を増やしてほしい。」などの意見があり、就労施設の充実や障がい特性に応じた職種・勤務時間の柔軟性を求める声が多く聞かれています。

取り組みの方向性

- (1) 障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実
- (2) 福祉的就労の促進

6 生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人にとって暮らしやすい生活環境の実現に向けて、公共的施設、民間施設、道路のバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを行うことが大切です。

障がい者団体等のヒアリング調査では、店などへのスロープやエレベーター、多目的トイレ・駐車場の設置の促進が求められています。

市では、新庁舎の建設にあたり、障がい者団体等との意見交換会を実施し、多目的トイレの設置やエントランスの音声案内などユニバーサルデザインに配慮した庁舎としました（平成 28 年 6 月完成）。

アンケートでは、外出する時の主な交通手段は「徒歩」62.9%【前回 59.5%】に次いで、「バス」45.2%【前回 42.6%】が第 2 位、「電車」44.8%【前回 42.3%】が第 3 位となっています。

障がい者団体等のヒアリング調査では、「市内に車いすで通りづらい道路がいくつかある」「バスは設備面は整ってきたが、人員の関係で車いすで乗車するのは実質的に難しいことがある」などの意見が挙がっています。

また、災害時に支援や配慮を必要とする要援護者への対策の重要性が、大きな課題となっています。アンケートでは、災害（地震や水害など）に備えた準備について、「準備はしているが万全ではない」「準備することができない」「何を準備すればいいかわからない」が合わせて 66.0%【前回 65.6%】となっています。障がい者団体等のヒアリング調査調査においても災害時の避難方法、避難生活等への不安を感じているという意見が多く挙がっています。

取り組みの方向性

- (1) 歩行空間・建築物の整備
- (2) 移動・交通手段の整備
- (3) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

7 自立と社会参加の促進

現状と課題

アンケートでは、現在何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしているかについて、「していない」が44.6%【前回52.0%】で、「している」を上回りました。していない人について、趣味やスポーツに参加するために必要なことは、「会場に通える手段があること」が25.8%、次いで「周囲が障がいに対して理解すること」が25.3%、「趣味やスポーツに参加するに当たり、必要な配慮を受けられること」が24.2%となっています。また、自由意見では、「一般のスポーツ施設を利用することは難しい。」「運動できる場が少ない」という意見が多く挙がっています。

取り組みの方向性

- (1) 余暇活動の促進
- (2) 自主的活動の促進

8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

現状と課題

平成 23 年、障害者虐待防止法が公布され、同年 8 月の障害者基本法の改正では、障がい者を理由とするあらゆる差別の禁止や消費者としての障がいのある人の保護、選挙や司法手続き等での配慮を講じる義務が定められました。

平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法が公布、平成 28 年 4 月に施行されました。国及び地方公共団体等においては、障がいのある人への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務化しています。

また、民間事業者においては、同様に障がいのある人への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮は努力義務とされるなど、障がいのある人への権利擁護のための法整備が進んできています。

市では、平成 28 年度に、「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、併せて「障がい者権利擁護センター」を設置しました。権利擁護センターでは、障がい者虐待の通報・届出、障がい者を理由とする差別、配慮の問題等についての相談を一体的に受け、事実確認や、解決に向けた調整支援等を行いました。

また、市では平成 29 年度に、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定めた「手話言語条例」を制定し、今後は、手話の啓発を推進していきます。

アンケートでは、差別や嫌な思いをした経験について「よくある」(3.9%【前回 3.7%】)、「時々ある」(16.6%【前回 14.6%】)で 20.5%となっており、平成 25 年度の調査結果の 18.3%より微増となっています。一方、障害者差別解消法や障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例、障がい者権利擁護センターの認知度は 2.~3 割にとどまっており障がいのある人に対する法律や条例、障がい者権利擁護センターについての情報提供促進を必要とする結果になっています。平成 28 年 5 月に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進、地域における成年後見人等となる人材の確保などが定められました。

アンケートでは、成年後見制度について、「聞いたことはあるがよく知らない」「まったく知らない」を合わせると 47.9%【前回 38.3%】を占めています。

- (1) 権利擁護施策の充実
- (2) 虐待の早期発見・防止
- (3) 差別の解消と合理的配慮の推進